

## 社会福祉法人 長野南福祉会

### 介護付有料老人ホーム セラピア栗田 運営規程

#### 第1章 総則

##### (規程の趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野南福祉会が設置する、有料老人ホーム セラピア栗田が、介護保険法による（介護予防）特定施設入居者生活介護として事業を実施するに当たり、必要とする事項を定めるものとする。

##### (事業の目的)

第2条 この事業は、介護保険法にいう要支援者及び要介護者が施設を利用し、日常生活上の援助、機能訓練、健康管理等の適切なサービスを受けることにより、その心身機能の維持を図り、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

##### (運営の方針)

第3条 施設の職員は、入居者のプライバシーを尊重し、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることが出来るよう支援する。

2 これまでの生活様式や生活習慣を尊重し、更なる充実に資するよう支援する。

3 地震、火事、水害等に対する対策を講じ、衛生管理を含め有事における事業継続計画を策定し、安心してサービスを受けることが出来るよう努める。

4 地域の方々等の連携を図り、交流に努めると共に、併せて家族との交流の機会が確保されるよう支援する。

##### (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 介護付有料老人ホーム セラピア栗田

(2) 所在地 長野市大字栗田 314 番地 11

##### (入居定員)

第5条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護に係る入居定員は、42名とする。

#### 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

##### (従業者の職種及び員数)

第6条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護における事業を実施するにあたり、次の職員を置く。

(1) 管理者 (所長) 1名

(2) 生活相談員 1名 以上

(3) 計画作成担当者 1名 以上

- (4) 看護職員 2名以上
- (5) 介護職員 14名以上
- (6) 機能訓練指導員 1名

(従業者の職務の内容)

第7条 従業者の職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（所長） 施設の職員を統括し職員を指揮監督して、適切な運営管理にあたる。
- (2) 生活相談員 入居申込に関わる調整・相談・関係機関との連絡調整及び利用者及びその家族の相談に適切に応じ、必要な助言その援助調整業務に従事する。
- (3) 計画作成担当者 入居者及びその家族の希望、解決すべき課題等施設サービス計画の策定に準拠したサービスとその関連指導業務等に従事する。
- (4) 看護職員 診療の補助並びに利用者の看護及び保健衛生関連業務に従事する。
- (5) 介護職員 利用者の生活全般についての介護業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練に従事する。

### 第3章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び提供方法)

第8条 (介護予防) 特定施設入所者生活介護のサービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 食事・排泄・入浴その他日常生活上の介護
  - (2) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供
  - (3) 適切な健康管理
  - (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
  - (5) 利用者及びその家族に対しての各種生活相談、助言その他必要な援助
  - (6) 教養娯楽及びレクリエーション活動の提供
  - (7) 地域及び家族との交流の機会の確保
- 2 サービスの提供に当たり、利用者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、施設内外における社会関係を築きながら、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

(利用料その他の費用)

第9条 (介護予防) 特定施設入所者生活介護の利用料金は、介護保険の告示上の金額とする。

- 2 その他の費用として、介護付有料老人ホームにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用。詳細については、重要事項を参照するものとする。

## 第4章 サービス利用に当たっての留意事項

### (サービスの中止)

第10条 事業者は、サービスの提供を受けようとする利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者若しくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、サービス提供を継続しがたい事情を生じさせた場合、サービスの提供を中止することができるものとする。

### (面会)

第11条 外来者が、利用者と面会しようとする時は、事務所に面会を告げ、氏名その他の事項を所定のカードに記載することとする。

### (外出)

第12条 利用者が外出する場合には、予め日時、行き先、用務等を管理者に届け出ることとする。

### (退所)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村又は当該利用者に関わる居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努め、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- (1) 利用者から契約の解約の申し出があった場合
- (2) 利用者が病院等に長期（3ヶ月以上）の入院若しくは入院が見込まれる場合
- (3) 利用者が死亡した場合

## 第5章 非常災害対策

### (非常災害対策)

第14条 （介護予防）特定施設入居者生活介護の事業の実施にあたり、非常災害対策として次の事項を行うものとする。

- (1) 自主的及び専門業者などにより定期的に消火設備及び防火避難設備の点検を行う。
- (2) 防災業務の適正な運営を図るため、防災委員会を設置し、非常災害に対処する具体的実施計画を立て、所轄消防機関等と連携し、避難・救出及び防火に対する訓練を実施するものとする。
- (4) 関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知する。

## 第6章 虐待の防止のための措置に関する事項

### (虐待の防止)

第15条 （介護予防）特定施設入居者生活介護の事業の実施にあたり、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待等の発生の防止、早期発見、虐待が発生した場合の確実な再発防止の対策等を検討し、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すると共に、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

### (身体拘束)

第16条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の事業を実施するにあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行わないこととする。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、別に定める身体拘束マニュアルに沿うものとする。

### (事故発生時の対応)

第17条 利用者に対する(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

2 事故検討会を開催し、事故の分析・改善等を行い、再発防止に向けて職員への周知徹底を図るものとする。

### (感染症対策)

第18条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の事業の実施にあたり、感染症対策として次の事項を行うものとする。

- (1) 感染症対策の指針の作成と、感染症対策に関する研修
- (2) 感染症及び食中毒の発生、蔓延を防ぐための、感染症対策委員会の定期的な開催と、その結果の周知徹底

2 施設内において感染症の発生又は、発生が疑われる場合には、予め定められた感染症対策マニュアルに沿って適切に対応し、必要に応じて保健所若しくは関係市町村の指導・助言を得るものとする。

### (苦情処理)

第19条 提供したサービスに関する利用者からの苦情には、誠意をもって対応し、処理内容については別にマニュアルに定める。

### (守秘義務)

第20条 施設の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第3者に漏らさないものとする。また、業務を退いた後も同様とする。

### (記録の整備)

第21条 事業所は、従業員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者への介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービスの完結の日より2年間保

存するものとする。但し、以下のについての記録は5年間保存するものとする。

- (1) 身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録
- (2) 事故の状況及び事故の際して採った措置についての記録
- (3) 苦情の内容等の記録

## 第8章 その他

(会計区分)

第22条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分して整理するものとする。

### 附 則

- 1. この規程は、令和4年1月1日から施行する。
- 2. 令和6年2月1日より一部改訂し、施行する。